

## 岡山県ひとり親家庭 高等学校卒業程度認定試験（高卒認定試験） 合格支援事業のご案内

岡山県では、高等学校卒業程度認定試験（高卒認定試験）への合格を目指すひとり親家庭の方を支援します。（福祉事務所を設置していない町にお住いの方が対象です）

### 高等学校卒業程度認定試験とは？

1. さまざまな理由により高校等を卒業していない方が、「高等学校卒業者と同等以上の学力がある」と認められるための試験です。
2. 文部科学省が実施しており、年2回（8月と11月）受けることができます。
3. 合格すると大学・短大・専門学校の受験資格が得られるとともに、**就職や資格試験の受験に活用することができます。**

詳しくは文部科学省HPへ

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/shiken/](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shiken/)



### どんな人が受けられるの？

- ◎ 16歳以上になる大学入学資格のない人

例えばこんな方におすすめです

看護師になるために、専門学校の受験資格がほしい！

高卒認定試験に合格して、もっといい条件の仕事につきたい！

### “高等学校卒業程度認定試験合格支援事業”とは？

1. 高卒認定試験合格を目指す方が、民間の対策講座を受講される場合に、かかった費用の一部を支給する制度です。
2. 【通信制の場合】受講開始時に費用の40%、受講修了時に費用の50%、全科目合格時に費用の10%を支給します。  
（合計で最大15万円まで支給します）
3. ひとり親家庭の親だけでなく、子どもも対象です。

詳しくは裏面をご覧ください

こんな方が対象です（詳細は下記お問い合わせ先までご連絡ください）

「母子・父子自立支援プログラム」もしくは「岡山県ひとり親高等学校卒業程度認定試験合格支援事業利用計画」を策定しているひとり親家庭の

- ・ 20歳未満の子を扶養する親
  - ・ ひとり親に扶養されている25歳未満の子ども
- （20歳以上25歳未満の子どもについては、合格時給付金のみ対象です）



## 合格までの流れ （通信制の場合）

事前相談

まずは、お近くの県民局で事前相談を受けましょう。高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要と認められれば申請ができます。

申請

給付金を受けるには、あらかじめ申請を行って対象講座の指定を受けておく必要があります。

受講

開始時給付金

講座の開始時に、受講にかかった費用の40%（10万円まで）を支給します。

修了時給付金

講座の修了時に、受講にかかった費用の50%（開始時と併せて12万5千円まで）を支給します。

受験

高卒認定試験は年2回（8月と11月）です。計画的に受験しましょう。

合格

合格時給付金

合格時給付金の支給には、受講修了時から2年以内に全科目に合格することが条件ですが、2年を過ぎても試験を受けることはできます。（給付金は支給されません）

試験合格時に、受講にかかった費用の10%（開始時・修了時と合わせて15万円まで）を支給します。

※ひとり親家庭の20歳以上25歳未満のお子さんは、合格時給付金のみ受けられます。

お問い合わせ先：

お近くの県民局福祉振興課

又は 岡山県子ども・福祉部子ども家庭課  
(086-226-7349)

※この事業は、岡山県内の福祉事務所を設置していない町にお住まいの方を対象としています。

